

動画視聴後アンケートに寄せられた質問に対する回答一覧

質問	回答
複数人数の署名は可能ですか？ 担当者→部署責任者→契約責任者 このような流れにできますか。	電子契約サービス上では出来ません。 電子署名の依頼は、電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書で指定いただいた、契約権限をお持ちの方おひとりにお送りしています。 社内での確認は、署名依頼メールでお知らせした署名URLから、署名前の文書のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした文書でご対応ください。
電子契約の案内は、本社か地元営業所のどちらへ通知されますか？	入札人へ通知します。
電子契約の提出は、地元営業所店長が送信するのか、営業担当者の送信でもよろしいのでしょうか？	契約権限をお持ちの方からの提出をお願いしています。 いわき市入札参加有資格者名簿において営業所を委任先登録している場合は、営業所の代表者の方もしくはその権限を委任されている方がご提出ください。
請負工事金額がいくらであっても、電子契約の場合は、印紙は不要なのですか。	金額にかかわらず、電子契約サービスで締結した電子契約書は、印紙税法第2条の規定により課税対象となる「文書」に該当しないため、印紙税の納付が不要です。
実際に電子契約の方が簡易的で時間の短縮にもなると思いますが、初めて行う場合時間がかかってしまったり、間違いが生じてしまった場合、相談や指導を受けながら行うことは可能ですか。これにより、契約出来ませんと言われることはないでしょうか。	電子契約は、書面での契約書と違い、日付の遡及が一切できません。 手続きについてご相談等は可能ですが、契約予定日（物品購入や役務的業務は入札心得で指定する期日）を超える見込みとなる場合は、従来通り書面での契約をお願いする場合があります。 また、契約に際して必要な書類に不備・不足があり、これらが期限までに解消されない場合も、書面での契約となりますのでご注意ください。 （書面での契約となった場合は印紙税の納付が必要となります。）

動画視聴後アンケートに寄せられた質問に対する回答一覧

質問	回答
電子契約の利用申し込みは、落札後でなければならないのでしょうか。 (事前申し込みは不可でしょうか)	落札者と電子契約を締結しますので、案件ごとの申し込みが必要になります。事前のお申込みは出来ません。
提出した契約書(案)に不具合があった場合は、連絡がありますか？	不備があった場合は、担当よりご連絡します。
契約が、タイトになってしまう。落札から契約日までは、今までとかわらないのですか？何日間を予定していますか？	契約課で実施する建設工事等については、従来3開庁日後を契約日としておりましたが、今回5開庁日後へ修正しました。 契約課で実施する建設工事等以外の運用については、各担当へご確認ください。
契約書を締結した契約責任者(所長等)に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。	従来通り、押印した上で契約変更届をご提出ください。 提出先は契約担当課へお問い合わせください。